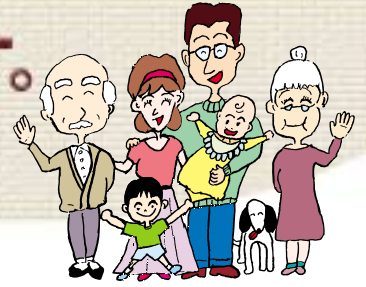


はじめて

京都市会情報公開条例です。

ここでは、13年4月1日から実施します京都市会情報公開条例をできるだけわかりやすく紹介します。



4月1日から地方分権推進一括法が施行され、本格的な地方分権の時代が幕を開けることになりました。これからは、地方自治体が自主的、自立的に行える施策や事業が拡大することから、市会の役割と責任はますます大きくなり、より一層市民の意思を反映した活動を積極的に推進することが求められています。これにこたえるために、市会がその諸活動についての情報を市民に積極的に公開することによって、市民の理解と市政への参加を一層促進し、市民に開かれた市会を実現することがたいへん重要となっております。

そこで、市会の情報公開の在り方を検討するために、11年6月、市会運営委員会に、京都市会情報公開検討小委員会を設置し、情報公開に当たっての考え方を取りまとめました。これに基づき、「京都市会情報公開条例」を議員提案し、5月25日の本会議において全会一致で可決しました。

ここではその概要を掲載します。

条例制定までの経過

市会では、11年6月に市会情報公開検討小委員会を設置しました。以来、小委員会では、14回に及び会議を開催し、東京都、仙台市など先進都市の視察や学識経験者から聴いた意見も参考としながら、活発な意見交換を行うなど、精力的に市会の情報公開の在り方について協議を重ねてきました。

その結果、小委員会は市会自らの責任と自主性の下に、市会独自の情報公開制度を設ける必要があるとの結論に達し、12年5月12日に、小委員会として取りまとめ、市会における情報公開の在り方について報告しました。

これに基づき作成した京都市会情報公開条例案を、5月25日の本会議に議員提出議案として提案し、全会一致で可決しました。

条例の概要

この条例のポイントは？

市会の諸活動についての、市民の知る権利の尊重と、市会の説明責任を条例に明記しています。また、その具体的な措置として、請求に基づき公文書の公開制度を導入すること、今後、委員会などの会議のより一層の公開に努めること、多様な広報媒体を活用して、市会情報を市民に積極的に提供していくことを三つの柱とした総合的な情報公開を進めることとされています。

公開請求の対象は？

公開請求の対象となる公文書は、決裁、供覧というような事務処理の手続きが終わったものだけでなく、市会事務局の職員が職務上作成したり、手に入れた文書などで、職員が組織的に用いるものとして、議長が管理しているものであれば、公開請求の対象になります。また、録音、録画テープやフロッピーディスクなどもその対象に含まれます。

なお、個人のプライバシーに関する情報など一定のものについては、公開されないことがあります。

公開請求はだれでもできるの？

だれでも請求することができます。

公開請求の方法は？

所定の請求書に必要事項を記入して、議長に提出していただきます。公開の決定などを行い、決定の内容を請求した人に通知します。

公開請求に費用は掛かるの？

公文書の公開には、手数料は掛かりませんが、閲覧するだけなら無料です。ただし、請求した文書の写しなどを受けとられる場合は、それらの作成や送付に必要な実費を負担していただきます。

決定に納得がいけない場合は？

議長に不服申立てをすることができます。申立てが適法であれば、議長は市会情報公開審査会（外部の有識者で構成）に諮問します。審査会は、諮問を答へると速やかに必要な審議を行います。その結果を受けると、議長はこの答申を尊重ししなければなりません。（情報公開の仕組み参照）

情報公開はいつからはじまるの？

平成13年の4月1日からです。

なお、公開の対象となる公文書はその日以後に作成したり、取得したものです。

今、実施している主な情報公開の取組は？

総合的な情報公開を積極的に推進していくために、市会では、今読んでおられる市会だよりの発行をはじめ、これまでから次のような取組などを行っています。

「本会議の傍聴など」

希望される方は、傍聴券をお受け取りのうえ傍聴してください。傍聴券は数に限りがありますので、ご了承ください。

「モニターテレビの放映」

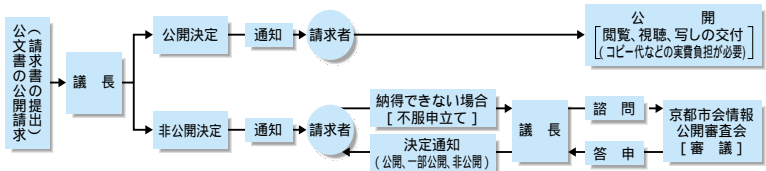
放映している内容は、普通・公営企業予算（決算）特別委員会のすべての質疑の様様です。希望される方は視聴券をお受け取りのうえ視聴してください。

詳しくは市会事務局庶務課まで
☎2222・3700 ☎2222・3713



モニターテレビ視聴風景（市会第六会議室）

情報公開の仕組み（一般的な例）



お知らせ

請願書などへの押印の見直し

これまで市会に出していただいた請願書などには必ず押印をしてもらっていましたが、手続きの簡素化を図るため、本年5月から本人の署名だけでも出してもらえるよう、記名押印と署名の選択制とすることとしました。

詳しくは市会事務局庶務課まで
☎2222・3700

会派名	議員数	電話番号
自由民主党	24人	222-3718
日本共産党	21人	222-3728
民主・都議連	13人	222-3724
京都市明会	12人	222-3732
京都市議員クラブ	2人	222-3739

連絡・お問い合わせは
市会事務局調査課
☎2222・3697

常任委員会の審査から

常任委員会は5月18、19、24日を開き、付託した議案や請願の審査、所管局の事務の調査などを行いました。そのうち建設消防委員会に審査を付託した議案2件については、25日の本会議で委員長から審査の経過と結果を報告しました。

その主な質疑項目を掲載します。

- 土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例案について
- 条例の効果と目的の達成見通し
- 条例の規制による京都経済活性化への影響
- 拙速な条例制定の見直しの考えや景観にも配慮したまちづくり条例制定の必要性
- 事業者が指導、通告に従わなかった場合の対応
- 自転車等放置防止条例の一部改正案について
- 撤去保管料の積算根拠と見直しの考え
- 原動機付自転車撤去区域の全市的な展開の見通し
- 放置自転車解消のための都市レンタサイクル導入の見直し
- ハリフリー化などのための走行環境整備の考え